

財務省告示第十四号

財務省の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十二月二十五日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 臨時代理 柳澤 伯夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（五年）（第六十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で四千五百二十九億円	四千百四十九億八千五百二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十八年十二月二十五日
								額面金額百円につき九十九円七十八銭

十一 利率  
 十二 経過利率  
 の払込み

年一・二パーセント  
 日本郵政公社総裁は、払込金額  
 に加え、次の算式により算出し  
 た金額を第十八号に規定する期  
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{5}{365}}$$

十三 初期利率

平成十九年六月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十五号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利率  
 毎年の六月二十日及び十二月二十  
 日を支払い期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六箇月に属す  
 る利率を支払う。  
 平成二十三年十二月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 平成十八年十二月二十五日